

北海道科学大学協学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は北海道科学大学協学会と称し、本部を北海道科学大学内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦と、道義・文化の昂揚並びに人間性の陶冶をはかることを目的とする。

第3条 本会会員は北海道科学大学（以下「本学」という。）の在学生並びに教職員とする。

第4条 本会会員は次の権利を有する。

- (1) 総会における発言権並びに議決権
- (2) 委員長及び学生委員の選挙権・被選挙権並びに罷免権
- (3) 本会機関の活動に参加する権利
- (4) 本会機関の活動により生ずる全ての利益を受ける権利

第5条 本会会員は次の義務を有する。

- (1) 本会会費を納入する義務
- (2) 本会機関の決定に従う義務

第2章 組 織

第1節 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 顧 問 若干名
- (4) 委 員 長 1 名
- (5) 副 委 員 長 2 名
- (6) 学 生 委 員 学科より各学年1名、大学院各研究科1名、
- (7) 教 職 員 委 員 5 名
- (8) 5 局 局 長 5 名
- (9) 執 行 部 員 若干名
- (10) 選挙管理委員長 1 名
- (11) 選挙管理副委員長 1 名

第2節 会 長

第7条 会長は本学学長とする。

- 2 副会長並びに顧問は必要に応じて会長が委嘱する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。

第3節 総会

第8条 総会は本会の最高決議機関であり、次の事項を審議する。

- (1) 本会の運営方針
- (2) 本会の予算及び決算
- (3) 会則改正
- (4) その他の重要事項

第9条 総会は年1回開催する。

第10条 総会は協学会委員会の決定に基づき会長が招集する。ただし、全会員の10分の1以上の署名による要求のある場合には臨時に総会を招集しなければならない。

第11条 総会の開催にあたっては、1週間前に日時・場所及び議題を会員に公示しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第12条 総会の議事は協学会委員会議長団（以下「議長団」という。）が運営する。

第13条 総会は会員の50分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出は認めない。

第14条 総会の議事は出席会員の過半数をもって議決される。

第15条 総会が流会の場合は、20日以内に再度招集するものとする。

2 前項の総会が流会の場合は、会則改正等を除く事項について協学会委員会をもって代行する。

第4節 協学会委員会

第16条 協学会委員会（以下「委員会」という。）は総会に準ずる決議機関であり、次の事項を審議する。

- (1) 総会の開催及び提案事項
- (2) 本会の行事予定
- (3) 特別委員会並びに実行委員会の招集及び承認
- (4) 学生団体の昇格及び降格
- (5) 同好会の承認
- (6) 協学会予備費の支出
- (7) その他必要な事項

第17条 委員会は委員長・副委員長・学生委員・教職員委員・5局局長及び議長団により構成する。

第18条 委員会は委員長の要請により議長団が招集する。ただし、次の場合も招集しなければならない。

- (1) 会員の30分の1以上の要求があるとき
- (2) 委員の3分の1以上の要請があるとき

第19条 委員会の定数を次のように定める。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 学生委員 第6条のとおり
- (4) 教職員委員 5名
- (5) 5局局長 5名

第20条 委員会は学生委員の10分の1を含む総定数の5分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

第21条 学生委員及び教職員委員の選出は、別に定める。

第22条 第15条による第8条の代行は次の規定による。

- (1) 定足数は3分の2以上とする。
- (2) 出席者の3分の2以上により議決される。

第23条 委員会における会員の傍聴は、妨げない。

第24条 委員会が流会の場合は、議長団の責任において7日以内に再度開催しなければならない。

第25条 委員会は、委員会の運営に関する細則を定めることができる。

第5節 学生委員

第26条 学生委員は第6条のとおり選出する。ただし、再選を妨げない。

2 学生委員の選出は該当会員の互選による。

第27条 学生委員は委員会に出席する権利と義務を有する。

第28条 学生委員の罷免は委員会において出席者の3分の2以上をもって議決する。

第6節 教職員委員

第29条 教職員委員は教職員会員より5名を選出する。ただし、内1名は学務部長とする。

第7節 執行部

第30条 本会の行政機関として執行部を置く。

第31条 執行部は、総会及び委員会の議決に基づいてこれを執行しなければならない。

第32条 執行部は、委員長・副委員長が組織し運営する。ただし、最高責任者は委員長があたり、副委員長が補佐する。

第33条 執行部には次の各係を置く。

- (1) 総務
- (2) 庶務
- (3) 会計
- (4) 広報・印刷
- (5) 書記

第8節 議長団

第34条 議長団は、総会及び委員会の議事運営をおこなう。

第35条 議長団は学生委員の中から3名を選出する。

第36条 議長団は総会及び委員会の議事を記録し、保管する。

第37条 議長団は総会及び委員会での決議を、議決された日から7日以内に公示する。

第38条 議長団の罷免は、委員会の出席者の3分の2以上の議決による。

第9節 監査委員会

第39条 監査委員会は、委員会において学生委員の中から2名、教職員から1名選出し、互選により監査委員長を置く。

第40条 監査委員会は決算を監査する。

2 監査委員会は、総会に報告して承認を得なければならない。

第10節 局関係

第41条 委員会及び執行部の下部機構として、体育局・文化局・ボランティア局・薬物乱用防止局・全学応援団局を置く。

第42条 体育局・文化局・ボランティア局・薬物乱用防止局・全学応援団局には、第43条に規定する局委員会をもうける。

第43条 各局委員会の構成は、局役員及び各学生団体の代表とする。

第44条 局役員の選出は、年度初めにおける局委員会でおこなう。

第45条 各局委員会は各局の内規を定めることができる。

第11節 特別団体

第46条 執行部の下部機構に、前節に規定した局のほか、執行部直括団体として、特別団体を置くことができる。

第12節 特別委員会並びに実行委員会

第47条 特別委員会並びに実行委員会は、必要に応じて第16条第3号により組織することができる。

2 前項の委員会が細則を定める場合は、委員会の承認を必要とする。

第13節 学科及びクラス会議

第48条 各学科及びクラスで学生会員による会議を開くことができる。

第3章 選挙

第1節 選挙規定

第49条 本節は、本会委員長・副委員長の選挙に適用する。

第50条 委員長候補・副委員長候補は学部学生とする。

第51条 選挙は全員の投票による。ただし、学部4・5・6年次及び大学院生は自主投票とする。

2 投票においては、委員長は単記、副委員長は2名連記とし、ともに無記名とする。

3 選挙は学部1・2・3年次の2分の1以上の投票をもって成立する。

第52条 当選は、各候補者の上位得票者とする。

2 対立候補なき場合は、信任投票をおこない、投票総数の2分の1以上の信任を必要とする。

第53条 選挙は原則として毎年11月におこない、投票は告示後30日以内に終了するものとする。

2 立候補の届出は告示後おこない、投票日の5日前までとする。

第2節 選挙管理委員会

第54条 選挙に関する一切の管理事務は、選挙管理委員会がおこなう。

第55条 選挙管理委員会は、学科より各学年1名、大学院各研究科1名で構成する。

第56条 選挙管理委員会は、互選により委員長・副委員長各1名を選出する。

第57条 選挙管理委員会は、委員会の責任において4月中に構成させなければならない。

第58条 開票は候補責任者立合いのもとでおこなうものとする。

第59条 選挙管理委員会は、開票結果を2日以内に公表し、当選者の通知をしなければならない。

第60条 選挙管理委員会は、学生会員の10分の1以上のリコール署名があれば、信任投票をおこなわなければならない。

第61条 選挙管理委員会は、欠員を生じた場合10日以内に再選挙の告示をおこなわなければならない。なお、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第62条 選挙管理委員会は、委員会の承認を得て選挙管理細則を定めることができる。

第4章 会 計

第63条 本会の会計は、会費・入会金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第64条 学部学生会員及び教職員会員の入会金は6,000円、大学院生・専攻科学生会員入会金は3,000円とし、入会時に会費と併納するものとする。ただし、本学の学生が継続して、本学に転学部・転学科、編入学した場合、大学院・専攻科に進学した場合再入学生の学部学生会員、本学学部出身学生及び大学間協定による入学生の大学院生会員については、入会金を免除するものとする。また、転属等による再入会時の教職員会員についても、入会金を免除するものとする。

第65条 学部学生会員の会費は、年額6,000円、大学院生会員・専攻科学生会員・教職員会員の会費は、年額3,000円とし、毎年納入しなければならない。

第66条 会費・入会金はいかなる事由があっても返還しない。

第67条 本会の予算は委員会において編成し、総会において決定する。

第68条 本会の決算は委員会がおこない、監査委員が監査する。

第69条 会計年度は、12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

第5章 雑 則

第70条 役員の任期を次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 委員長・副委員長・5局局長・特別団体 | 12月1日～翌年11月30日 |
| (2) 学生委員・教職員委員・議長団・監査委員 | 5月1日～翌年4月30日 |
| (3) 選挙管理委員会 | 5月1日～翌年4月30日 |

第71条 体育局・文化局・ボランティア局・薬物乱用防止局・全学応援団局に所属する団体及び特別団体は、「北海道科学大学課外活動規程」第2章第3条に基づく学生支援センター長の許可を受けたのち、委員会の議を経て承認する。

第72条 部として必要な条件を次のとおり定める。

- (1) 「北海道科学大学課外活動規程」第2章に基づき、当該団体が本学及び本会に登録されて1年以上経過していること
- (2) 最近1年間の活動及び運営が、部として適格であること
- (3) 規約が十分整っていること

第73条 会員が死亡した場合は、弔慰金として香料 10,000 円と供花料 15,000 円を贈呈するものとする。

第74条 この会則の改廃は、総会の議を経て決定する。

附 則

- 1 この会則は、昭和43年2月28日から施行する。
- 1 この会則の改正は、昭和44年12月12日から施行する。
- 1 この会則の改正は、昭和49年12月4日から施行する。ただし、第63条・第64条は、昭和54年度の新入会員から適用する。
- 1 この会則の改正は、昭和55年12月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、昭和56年12月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、昭和57年12月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、昭和61年12月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成2年12月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成7年6月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成8年12月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成10年12月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成13年12月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成15年12月1日から施行する。ただし、改正後の第64条、第65条の規程は、平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この会則の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成27年12月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成28年12月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成29年12月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、2023年12月1日から施行する。